令和5年度第2回福岡県男女共同参画審議会 議事録要旨

1 開催日時

令和5年12月20日(水)午前10時00分~12時00分

2 開催形式

オンライン開催

3 出席者

(委員)

相沢孝義委員、荒木礼子委員、一宮仁委員、内田恵里子委員、内田浩幸委員、加藤聖子会長、喜多村円委員、窪田由紀委員、合力知工委員、酒井香委員、志柿敏隆委員、古市嘉寛委員、宮崎聖子委員、森島孝委員、八代由美委員

(事務局等)

男女共同参画推進課(堺課長、前原課長補佐、石橋参事補佐兼参画推進係長、笠女性保護係長)、岡野女性相談所長、案浦福岡県男女共同参画センター事務長

4 審議の内容

(1) 開会

堺 男女共同参画推進課長 あいさつ 委員の交代について

(2) 議題

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に係る県基本計画の素案について

【委員】

成果指標で民間支援団体ネットワークへの参加団体数が 0 から急に 36 団体となっているが、意見を聞いた民間の支援団体を想定して目標値を立てられたのか。

【事務局】

現在提携している団体があり、また、今回意見を伺ったところもある。一定程度ネットワークができたら参加したいという意向も確認しているので、それらも踏まえ 36 という目標を設定したものである。

【委員】

計画策定市町村の数について、市町村によって計画を立てる年度が違ってくると思うが、そろそろ計画が立てられるということを想定して13という数字を上げているのか。

【事務局】

現在それぞれの市町村において男女共同参画計画をすでに策定しているが、この基本計画の期間中に計画の終期を迎える市町村が13団体あり、それに合わせて作ることを想定している。

【委員】

資料 3-2、図表の 2 について、一番左が夫等からの暴力、その次が暴力以外の家族親族の問題(離婚問題を含む)と書かれているが、この数字が非常に多い。この暴力以外の家族親族の問題というのは、離婚問題や介護とかあるが、どういう問題があるのか。

【事務局】

離婚の話が一番多いが、不登校など子供に関する相談も多い。

【委員】

夫などからの暴力、親族からの暴力、交際相手からの暴力、他のものの暴力と、ひとつの 柱が暴力になると思うが、それと暴力以外のものだと思う。そうなると計画の位置付けの柱 の2の(1)、人権を侵害する暴力の根絶及び(2)の生活上の困難などというのがあるが、 結局、暴力と暴力以外という分け方ができると思う。暴力以外の家庭、親族の問題が、暴力 と暴力の間に入り込んでいるのが気になるので、暴力は暴力でまとめて、それ以外のものは それ以外のものでまとめた方がよいのではないかと思う。

【事務局】

そちらについては表を訂正させていただきたい。

【委員】

図表 2 と図表 3 に関して、これは相談に関するデータだと思うが、年齢別のデータでクロスさせているものはあるのか。

【事務局】

図表 2 の電話相談については年齢が必ずしも取れていないが、図表3の来所相談については年齢で区分されたデータはある。

【委員】

質問の意図は、年代によって問題が色々違ってくるのではないかと考えたからで、高齢者であるか、単身であるか、介護女性であるか、母子家庭であるかとか、年齢が、考える上で分類としては必要だと思ったので確認した。

【委員】

困難女性支援法においては市町村の婦人相談員の設置が努力義務というのは理解しているが、それが課題に出ていない。基本計画の中で設置の促進を記載するべきではないかと思う。婦人相談員の配置率が低いのであれば、それも課題になるのではないかと思う。

婦人相談員設置市に10万人の人口規模を超える市が入ってない。努力義務であっても基本計画の中では設置の促進について謳った方が良いと思う。

【事務局】

婦人相談員の設置については、柱の4の(2)、市町村との連携の具体的施策のところで 女性相談支援の設置促進を謳うことを考えている。概要版では、施策の方向までしか出ない 関係でそのように見えるため、記載方法について検討したい。

【委員】

計画のポイントで、これから色々計画されていくと思うが、相談支援機能の強化で、現在、面談数が減少し、電話相談が非常に増加している、課題の案件で電話が増えるというのは理解できる。今後、SNS の活用はどのように考えているのか。もう一点、誰もが安心して相談できる体制の充実ということで、最初の相談が初期の取っ掛かりになると思うが、その中で心理的なケア、最初の相談できる初期対応というものが、やっぱり心理的ケアを考慮したものが必要ではないかと思うが、その点はどうか。

【事務局】

まず、 SNS の活用については、柱の 1 (3) に、具体的な施策を考えており、中身としては、相談窓口の周知、あるいは若年者への支援のところで、SNS の活用を具体的に謳うことを検討している。そういったところとの連携も考えていきたい。

【委員】

4ページの表の2について、この交際相手等からの暴力とストーカー被害とはどうカウントされたのか、重複しているのか。もう1つは、令和4年の数が両者とも減っているが、たまたま少なかったのか、それとも何か理由があったのか。

【事務局】

交際相手等からの暴力と男女・性の問題というところでは、暴力が絡むか絡まないかとい

うところで分けている。それから、令和 4 年度の分の件数が少ないというのは、来所相談の 分が少ないということ。

【委員】

図表の2のところで、令和3年度と比べて、この交際相手からの暴力、あるいは、男女・ 性の問題が極端に減っているのはなぜかお伺いしたい。

【事務局】

原因は不明である。

【委員】

ストーカー被害も交際相手からの暴力だと思っていた、今のご説明を聞いて、理解した。

【委員】

この計画は、性格上、国の指針に則るので、包括的、網羅的になると思う。その中で、福岡県ならではの実態とか実情、これまで施策等との関連で特に力を入れたり、突出した部分があれば教えていただきたい。また、私自身が学校教育等に関わる立場で、今年度はスクールカウンセラーもしているが、福岡県の特徴として性暴力防止条例を受けて各小中高校に性暴力防止アドバイザーの派遣が始まっている。これは福岡県として尖った施策だと思うが、県としての重点的な取り組みであるとか、あるいは課題が大きかったからなのかということがあると考える。今回の基本計画の特徴があれば教えていただきたい。

【事務局】

県が特に力を入れているところについては、民間団体との協働という点がある。本県は令和元年度から、全国に先んじて民間団体との協働で若年女性に対する支援を行っている。法律で民間団体との協働による支援が規定されたこともあり、私どもとしては、そういった民間団体との協働をさらに進めていくというところで、現在一部の団体との協働ではあるが、これをもっと幅広くできないのか考えていきたい。

【委員】

啓発に関しても、先ほど申し上げたような事業は全国的にも非常に稀有なことなので、子 供の時からの啓発の重点化というところも謳っていただいていいのではないかと思ってい る。

【事務局】

教育、啓発の部分も書き込んでいきたい。

【委員】

コロナ禍以降、いろいろな困難女性の取材をする機会が増えて、これは大きな問題だと思う。今日、説明を聞きながら、立てられた5つの柱の全て大事なことが押さえられており、充実しながら進めていけば大きな効果を期待できると思いつつ、一点、ここはぜひお願いしたいところがある。例えば、家庭内暴力や経済的な困窮とか、社会的な孤立というのは、全部複合的に起きているような感じがしていて、それぞれ個別に対応する柱は非常に大事だが、一番大事なのは、個別に対応するのではなくてトータルにずっと伴走するような形の支援というのではないかと思う。そこで、困窮する女性を見つけて、その人を支援するにあたり、それぞれ個別の窓口というのではなくて、トータルに、それぞれの個別事情や最終的にはその人たちが経済的に自立していくまで、その後もフォローをするような体制は考えられているのかどうかを伺いたい。

【事務局】

まず、相談の段階から既存のところとは連携している。また、一時保護をするにあたり、様々なご事情があるので、そういったところと繋いでいくというところ、それから、生活の安定というところでも様々な福祉制度等を活用してやっていくことは必要だと考えており、従来からも一定程度やってきている。民間団体の方とも連携して、そういったケアもやってまいりたい。

【委員】

特に、困窮している女性は、生育状況の中でも親とか家族から肯定されずに精神的に孤立しているというところとかが非常に大きな原点になったりするので、同じような信頼できる人と人間関係を作り、その人から色々アドバイス受けながら支援を受け、社会にもう一度参入していく、参加していくという道筋をつけることが大事だと思う。そういう、支援員の育成とか、どのような形の伴走が理想的なのかというのは、民間団体が進んでやっているとので、ぜひそういうあたりを参考にしながらトータルでの支援を常に念頭に置きながら、決してたらい回しにして終わったので「はい次の方にバトン渡します」という形にならないようにしていただきたい。

【委員】

先ほど委員が福岡県の特徴的なことも推進してほしいとおっしゃっていたので、私も思い出したのだが、福岡県は望まない妊娠をする人の割合、人口に対しての割合が毎年ワースト3に入っていたと思う。厚生労働省の統計にあるが、柱5の教育の推進の中に、できれば人権教育とか啓発の推進を進めたところで、例えば性教育の強化、できれば学校の現場などとか、それ以外の社会教育でもいいと思うが、そういった生涯教育などにおいて、もっと強化していただければと思う。

そういった様々な機会を活用した幅広い啓発、若年層に対する啓発の推進を考えていき たい。また、先ほどの学校、社会教育とか、学校で様々なところと連携して、命の大切さに ついての教育も進めていきたい。

【委員】

私は産婦人科医だが、福岡県の産婦人科医会は、順番に学校に行って性教育もしているので、そういうところと連携すると幅が広がるのではないかなと思うし、皆さんご存知かもしれないが、今施行されている緊急避妊薬も少しクローズアップされているので、そういうものの情報とかは 関連団体を利用しながら県がやっていただくと良いのではないかと、私の立場から思った。

【委員】

ありがとうございます。是非よろしくお願いしたい。

【委員】

医療のところでちょっとお伺いしたい。電話相談では医療関係が一番多いということで、確かに5年間ですごい増え方をしているが、具体的にはどういう内容なのか。それと、急激に増えている理由は何かあるのか。

【事務局】

相談者の方の精神的な不調とか、メンタルの部分の相談とかが多い。

【委員】

それは例えば、夫からの暴力とかで鬱になったとか。

【事務局】

そういうケースもあるし、元々、鬱の症状をお持ちの方とかもいるので、状況は様々である。

【委員】

この5年間で3.5倍に増えている理由は何かあるのか。統計の取り方の問題なのか。例えば小児の虐待とかは、マニュアルがあって、医療機関からも届け出することになっているが、こういった女性に対する暴力についてはどうなのか。

配偶者からの暴力、DV 防止法に関しては、医師等の方にも通報という形での制度がある。 相談所の方からいろんな自分の不調とか、医療機関に関してということなので、複合的な理 由があるので、暴力で増えたとか、そういった形では今の段階でははっきりと言える状況で はない。

【委員】

もう少し具体的に内容があると、対応のしようがあるかと思うが、漠然としているので医療機関としてはどうしたらいいのかと思った。一番多い相談でありながら、具体的にどんなものかというのがないと対策が取りにくい。

【事務局】

こちらについて、医療関係のところは、特に精神面の相談が多いというところを明記したい。

【委員】

その場合は、精神科とか心療内科に繋ぐようなシステムがあるのかと。妊婦も含む、妊娠も含むと書いてあるが、妊娠して中絶の問題も含まれているのか。それも増加傾向ということか。委員が言われたような具体的な分類と、それがあった時にはどこに繋ぐかというのを具体的に作られたら良いと思う。

【委員】

先ほど委員がお話しされていた、困難というのが複合的な要因で起こるということ、全く その通りだなと思う。質問としては、相談員同士の情報共有や横の連携、相談される方によっては何度も同じ人から相談されるということもあるのかもしれないが、その時に例えば、相談を受ける方が色々異なった時に、それに対する回答自体、内容が異なるケースがあって、そういうことを防止するためにも横の連携が必要ではないかと思う。そういうことは図られているのか。

【事務局】

電話相談については、基本は傾聴というところで対応しているので、匿名である場合は、 同一人物からの話なのかどうか分かりかねるというところがあるため、なかなかそういっ た連携がとりにくい。そういったところで、なかなか難しいが、研修の中でスーパーバイズ 研修というのがあり、様々な事例についてそれぞれどのように対応すべきかどうかという、 相談員の方に対する研修をやっているところ。

【委員】

相談員の皆さんもどういった問題が相談として上がってきているという、情報共有をされるのか。

【事務局】

そういったところについても研修の中、あるいは現在でも九州各県婦人保護事業関係者 会議というのがあり、そういったところでも連携している。

【委員】

それはすごく大事だと思う。

【委員】

今の件について、資料3の2の21ページについて後で質問しようと思っていたが、柱4の関係団体との連携による支援の推進の中に施策の方向で支援調整会議の開催というのがあるが、これはどういう会議なのか。

【事務局】

関係機関、民間団体と支援を適切かつ円滑に行うために設ける会議で、関係団体や民間団体が構成員となる。具体的なケースについても関係機関との情報共有が可能となる。なお、この支援調整会議は市町村も設置することができる。

【委員】

こういった会議を利用して、問題ケースであるとか、地域をまたぐ、あるいは時間をまた ぐケースを共有できるのではないかと思う。

【事務局】

そういった事例などについては、会議あるいは研修の場で共有することが考えられるので、そういったところもやっていきたい。

【委員】

相談窓口の件ではすでに発言があり、重複している部分があるかもしれないが、2点教えていただきたい。

1点目は、相談窓口、既存の福祉事務所など、色々充実させることがあると思うが、今回 のこの計画により充実させる部分は、具体的にどのような内容となっているのか。

2点目は、SNS などを活用した多様な相談支援に取り組みますというところであるが、

今、広く周知するためには、やはり SNS などの活用もすごく大事と思うが、生活困窮の方々で、そのような機器類を使えない方々に対して、つまり相談をしたいのだけれども相談ができない環境にある方々に対して、具体的にどのような方法で相談を拾い上げていくのか。

【事務局】

最初の質問については、現在の女性相談所の相談体制を充実させていこうというところがある。それから民間団体との連携の中でも、民間団体の方で相談を受け付けているので、そういったところとの連携というところが考えられる。

それから SNS の活用についても、そういった民間団体の方々が SNS 相談を行っており、特に行政機関には相談をしにくいと考えている若年女性については、そういった NPO 等が実施している SNS 相談を使われるというところもあるようなので、そういったところを充実させていきたいと考えている。それから、機器を使えない方々に対応する分としては、従来では電話の相談が多いので、電話相談や窓口の周知を図っていくということになろうかと思う。女性に対する暴力の防止の関係の運動期間が 11 月にあるので、そういったところで周知をしている。連絡、相談の窓口を周知する方法としては、小さなカードを作成して公共施設のトイレなどに置き、手に取っていただくというような工夫もしている。

【委員】

全般によく練られた計画だと思う。ただ、残念ながら具体的な施策や具体性がほとんどないので、皆さんから質問が出ているのだろうと感じている。

例えば、女性相談支援センターの充実では具体的に何をやるのかが全然わからないし、計画はこういう定性的な表現にならざるを得ないのはある程度は分かる。この裏に必ずその実施計画、具体的な KPI になるようなものは、できるだけ KPI を作る。例えば、その関係職員の研修の実施だったら具体的に何回どういうことをやるのかから、支援センターの充実は具体的に何をやるのか、人員を増やすのかどうするのか、そういったものがないと全体の計画の進捗が誰にもわからない。KPI がわからないと PDCA の回しようがないので、最終的な KPI を参加団体にしているのは仕方がないと思うが、具体的なものの中に KPI を入れられるものはできるだけ進捗管理できるものを入れていかないと、何をやってどう評価するのか全く見えない。

最終的には困難な問題を抱える女性が少なくなっていくことが目標なので、そのために あらゆる手段を講じていくというのは本当大事なことなので、そのあらゆる手段を網羅し ている計画そのものは良いと思う。ただ、具体的な施策が具体性にはほとんどないので、こ こにできるだけ KPI、何を何回、何を導入するのとかというのをバックグラウンドで持つ こと。ここに書く必要はないと思うが、必ずバックグラウンドで持っていて、それをこう回 していくっていうことをやっていかないと、みんな言葉で定型的な話にしかなら見えてな いので、それはぜひ、事務局の方も大変だと思うが、具体性を持って、進捗が管理できるよ うな形にやっていかないと。人材育成と研修なんかもそう。具体的にどういう人たちを集めて何回やるのかというのはないと誰も進めない。そこはぜひ、事務局は大変だろうが、よろしくお願いしたい。

【事務局】

現段階でまだ調整中のところがあり、具体的施策の方で項目だけは書いているところで、この施策の具体の中身について、一覧表を作り第2部の計画の内容の後ろにそういった詳細なものをつけようかと考えている。現在のところ、まだ来年度以降の予算もはっきり決まっていないので、現段階ではこういったところまでしかご提示することができないが、もう少し詳しい内容を盛り込みたいと考えている。

【委員】

県の予算がどうなっているかわかってないので、こちらから予算申請して認められるのか、それとも、割り当てられた予算の中でやれと言われるのか。

【事務局】

こちらからこういったことをやりたいということで、議会に諮り、議決をいただき、予算が認められるという形になっている。

【委員】

予算案を出すときに、先ほど喜多村委員から指摘のあったような、具体的にこういうことをするから、これだけかかりますというのを提示した方が、やはり説得力があると思うので、よろしくお願いいしたい。

【委員】

私は教育界にいるので、そういう視点から少しお話と質問をしたい。柱5の教育啓発の推進について、先ほど質問の中にも性暴力対策アドバイザーの派遣の話があったが、現場に派遣の事業という形で、高校生に話をするようになり、より具体的で非常に分かりやすくなった。子どもたちは、何が性暴力なのか、どこが境界なのか、自分を守ること、相手を守ることはどういうことなのかなどを学ぶことができているので、非常に具体的でより効果が大きいという風に感じている。今、実際に困難を抱えている女性の方への支援という形で柱を1から5をあげているが、やはり未然防止、それと初期対応というのが非常に大切だと思っている。特に高校生は、今だけの問題ではなく、今後大学生や社会人になったときにも、性暴力に直面していく可能性があるので、家庭科や保健の授業の中で、より現実的な教育を受けることが、未然防止や適切な初期対応につながると思う。なので、やはり教育の大切さをすごく感じる。それから、もうひとつは、保護者への対応である。保護者が生活困難や性暴

力等について、自分自身のことで学校に相談することはない。しかし、急な転学など、間接的なことで何かあったのではないか懸念される事案はある。そのため、学校から「何かお困りなことがあればこういう窓口もありますよ」という案内ができたら良いと考えている。性暴力対策アドバイザーの派遣以外にも何か、小中高の段階で、保護者が困難を抱える前に、相談する機関と学校とのつながりがもう少し充実できたら良いと思っている。

【事務局】

そちらについては、若年層に対する啓発を推進していくことを教育、啓発の推進の中でやろうと考えている。そういったところで、命の大切さの関係もあり、各種施策、それから学校の方でも生徒の発達段階などに応じた教育を色々お願いしているところであり、そういったところも合わせて示したいと考えている。

【委員】

あとひとつ、そういうことを子どもたちが中心となって考えるシンポジウムやフォーラムのような場があったら良いと思う。子どもたちが当事者になる前に、未然に防ぐために高校や高校生として、それぞれの立場でどのようなことができるのか話し合う。また、人権意識も含めて、いろんな視点で子どもたちに考えさせ、当事者意識を持って欲しいと思う。そのために、県教育委員会も関わる高校生が参加できるフォーラムのようなものが開催できれば良いと思っている。よろしくお願いいたします。

【事務局】

そちらについてはまた検討したい。

【委員】

福岡県警がたぶん全校でやっている暴力団排除教室が中学校で行われており、私もたまたま自分の出校日に遭遇したので、一体どういうことをやるのだろうと思い参加したが、薬物の問題であるとか、違法闇バイトのこととか、身近にある暴力団とつながりかねないお話から啓発をしていくという内容で非常に興味深く拝聴した。最近話題になっているホストクラブの掛け売りの話も最終的に暴力団に繋がるとのことで、この辺りのところもうまく繋げていくと未然防止ということに繋がると思う。私自身は、子供の自殺予防とか関わっており、そういう教育、SOSの出し方に関する教育をやろうということとか、孤独孤立対策の中では、共に生きる意識を育む教育を啓発でやろうといった、いろんなものが出ているが、うまく連携して繋げていくと非常に効果的になると思うので、既に実施されているものの中で、この困難女性の未然防止ということに関わるようなものと、うまく横の繋がりといった、縦割りでそれぞれがバラバラということではなくて、そういうことを県から意識的にやっていただくと非常に効果的ではないかと思う。

そういったところも踏まえて、関係機関と連携していきたいと思う。

【委員】

今の件に関しては私から、産婦人科の世界では性教育をどうしていくかというのはずっと議論されており、女子だけではなく男子も含めて小学校時代から包括的に少しずつコミュニケーション能力などをつけるときにやっていくのがイギリスとかではよくやられており、それをしようとずっと言っているのだが、ひとつ難題、ハードルがあり、文科省が出している教育の基準があり、どうしても小学校でうまく性教育ができない、中学校に関しても、歯止め既定と我々は呼んでいるが、高校生になると随分できるようになる。なので、先ほど事務局から若年者への啓発と言われたが、これが"言うは易く行うは難し"である。実際、すごく難しい。なので、文科省まで行くのは色々難しいと思うので、県の教育委員会とか、そういうようなところともぜひ連携していただいて、小さい時から段階的に、そういう知識を男女ともに教えていくという姿勢がやっぱり大事だと思っている。そこで、先ほどご提案のあったシンポジウムとか大変良いと思うし、高校生バージョン、中学生バージョン、それぞれのシンポジウムとかを企画するとすごく良いと思っていて、我々、産婦人科にも、協力できると思うので、ぜひお声をかけていただけたらと思っている。今ちょうど福岡県の産婦人科学会の会長もしているので、どうぞお声を掛けていただきたい。

【委員】

私は人権擁護委員もしており、法務省の方で SNS の相談窓口を 2 年ぐらい前から始めている。夕方、子供たちが学校から帰る 3 時ぐらいから、すごくたくさんの相談が来るので、SNS の活用が非常に有効であると思っている。それともうひとつ、デート DV のことを中学校だが、いろんなところで人権擁護委員が話をしたり、そういう授業の枠をもらっているので、そういうところとも連携ができるのではないかなと思っている。特に若年層というところが今までなかなか相談の場所に来なかったりとか、SOS ミニレターぐらいで文章書かないと、人権擁護委員のところまで届かなかったりしていたが、SNS を活用するようになって、非常に多くの子供たちからの相談があっている状況がある。SNS は有効だと思うので是非活用していただきたいということと、相談窓口のところや啓発のところにも色々な団体と協力し合ってというところがあるが、人権擁護委員も活用してはどうかという 2 点をお伝えしたい。

【事務局】

ありがとうございます。 SNS の活用については、充実させたいと考えている。それから 人権擁護委員についても連携させていただければ非常にありがたい話なので、検討したい。

計画の今後のスケジュールについて説明する。こちらの素案については、今日いただいた ご意見を踏まえ、修正を行いたい。その上で、来年の1月10日頃から2週間の予定でパブ リックコメントを実施する。パブリックコメントの意見を取りまとめ、3月中に計画を公表 する予定としている。